

2020年4月24日

各 位

会 社 名 株式会社ビザスク

代表者名 代表取締役社長 CEO 端羽 英子

(コード：4490、東証マザーズ)

問合せ先 取締役 CFO コーポレートグループ長 安岡 徹

(TEL. 050-3733-8513)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について2020年5月29日開催の第8期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) インターネット開示制度導入に関する規定の新設

インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供をできるようにするための規定を新設し、それに伴い現行定款第17条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

(2) 株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に関する規定等の変更

経営体制に応じた柔軟性を持たせるため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に関する規定及び、役付取締役に関する規定の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会の招集及び議長) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 3 <u>代表取締役社長</u> に事故又は支障があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が	(株主総会の招集及び議長) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 3 <u>代表取締役に</u> 事故又は支障があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集

<p>招集し、当該株主総会において、株主総会を招集した取締役が議長となる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第17条～第21条 (条文省略) (代表取締役及び代表取締役社長)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長1名を定め、他に代表取締役を定めることができる。</p> <p>2 当社は、その決議により取締役の中から取締役会長1名、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第43条 (条文省略)</p>	<p>し、当該株主総会において、株主総会を招集した取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第18条～第22条 (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役1名を定め、他に代表取締役を定めることができる。</p> <p>2 当社は、その決議により取締役の中から取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第25条～第44条 (現行どおり)</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2020年5月29日

定款一部変更の効力発生予定日 2020年5月29日